

富山家庭裁判所委員会（第5回）議事概要

1 日時

平成17年4月22日（金）午前10時から午後零時まで

2 場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

(1) 委員

東博幸，片山俊雄（委員長），加藤愛理子，手崎政人，布村武信，吉浦邦彦，
和田悟

※ 塚野州一，辻勤治，湯麗敏の各委員は欠席

(2) 事務担当者

太田事務局長，安部首席家裁調査官，高橋首席書記官，花井事務局次長，青
木総務課長，小沼総務課課長補佐

4 進行次第

(1) 委員長の選任

前島勝三委員から片山俊雄委員に交代し，委員長が欠けたことから，片山俊
雄委員を互選した。

(2) 委員長あいさつ

(3) 意見交換

- テーマ 1 教育的措置（保護的措置とも言う。）の充実
2 被害者対応の充実
3 保護者に対する措置の充実

内容は，別紙のとおり

(4) 次回テーマ，開催日時

未定

(別紙)

意見交換 (■委員長 □委員 △裁判所の説明者)

- 教育的措置の充実についての御意見を伺いたい。社会奉仕活動についてはどうか。
- 清掃は、手軽だが、人との接触がないから、効果は薄いと思う。老人、障害者の方とか過去に非行歴があったが今はがんばっているお兄ちゃんといった人と触れ合う機会があるとよい。
- △ 学生のボランティアが協力してくれれば様々な保護的措置をとれるが、当庁ではまだそういう態勢がない。また、数か月間、少年と寝食を共にして預かってくれるボランティアの個人や施設も必要だが少ない。そういうボランティアや施設を探すシステムは裁判所にはない。
- 交通事故を起こした少年と一緒に防犯パトロールをしている地域や、自給自足をしている農家で若者が作物を作ったり牛馬の世話をしたりしている施設もあると聞いている。探せばあると思うので、裁判所は、「待ち」の姿勢ではなく「行く」という姿勢で、積極的にアピールしたらどうか。
- △ 積極的に広報することはむずかしい。裁判所が委託した少年がその施設等にいるということが一般に知れるとプライバシーの点で困るし、また、少年を単に従業員として接するのではなく、生活指導もしっかりしてもらえる施設等でなければいけない。
- 裁判所は、講習による教育的措置としてどんなことを行っているか。
- △ シンナー吸入少年や交通事件で係属した少年に対しては、講習会をしている。最近コンビニや書店など被害者の立場の方から少年に話しをしてもらおう裁判所もある。少年に自分のやったことが社会にどんな被害を与えたか、実感をもって分かってもらうためである。
- 少年にいろいろなことをさせて反省させることも大事だが、反省したと言いながら非行を繰り返す少年もいる。上から押しつけるのではなく、自分がやったことがどんなことかを少年自身に心から気づかせることが大事だと思う。問題を解決するのは少年自身であるので、裁判所は、この「気づき」を大切にしてほしい。また、親に保護者としての自覚をもたせることも大事である。
- △ 教育的措置の目的は、反省だけではなく、社会の中で自覚を高め自分をやり直

すチャンスを与えることである。奉仕活動もきれいになったことの意味を体験してもらうことが目的であるし、被害者を講師とした講習も万引きしたことの意味を考えてもらうことにある。

また、保護者についても、子供のやったことにどんな問題があるかを理解してもらうために、子供と一緒に講習を受けてもらっているのがほとんどである。

□ 不登校児の親の会で親同士の情報交換をしているが、非行に走っている子供を持つ親はいろいろと責められて悩んでおり、自分が何をしたらいいか分からない状態である。そういう親の支援ということも考えてほしい。

■ 保護者の話題が出たので、保護者に対する措置の充実について御意見を伺いたい。

△ 保護者への支援という観点で、講習会などに親も立ち会ってもらっているが、親同士のグループワークを取り入れた保護者会などを行っている裁判所はまだ少ない。

□ 詳しいことは分からないが、民間で活動をしている非行の親の会があるようだ。

□ 実際に行動できる団体が見つかるか分からないが、ホームページのメーリングリストを利用するなどして情報を集めたらどうか。

■ 被害者対応の充実についての御意見を伺いたい。

□ 検察庁では、被害者支援員を置いて、被害者がどこに相談したらよいか、どうしたらよいかなどの相談を受け付けている。

□ 少年法が改正されて被害者のための制度はできたが、審判期日に被害者が意見を述べる機会は少ないのではないか。この制度は、被害者の不満を引き出す制度なのか、それとも少年や親に対する教育的効果のためのものなのか。考え方と実情を伺いたい。

△ 少年審判では、被害者の生の声を直接聞かせることはしていない。裁判官や調査官が、間接的に供述調書等から被害者の心情を少年に伝えて、少年の教育面で生かすようにしている。被害者の心情を少年がうけとめられるかという問題や、狭い部屋での事故防止の観点などを考えると、被害者の話を少年に直接聞かせるのはむずかしい。

□ 少年に対する教育的な措置が十分な効果を上げるためにも、いわゆる凶悪事件などでは、被害者が何らかの形で少年に対して直接に訴える機会が与えられるの

がよいのではないか。

△ 被害者の痛みは、時間がたつにつれて少なくなっていく。痛みをどう少年に伝えるかである。少年は審判では反省するが、その後はどうなのか。また、被害弁償の額が大きければ被害者が満足できるとは必ずしもいえないこともあって、むずかしい問題である。

□ 今の少年はインターネットなどの仮想現実の世界に育っているのです、死を現実のものとして受け取ることができにくくなっている。そういう社会の希薄化の中で少年や保護者に現実を理解させるには、もっとインパクトのある方法が必要だと思っている。審判の在り方も検討すべきではないか。

現代の少年の問題は家庭にも問題があると思っている。保護者としての親の在り方について裁判所はどう感じているか伺いたい。

裁判所にある様々な情報が外部に出ていないのではないか。プライバシーもあるが、裁判所でやっている具体的なものが市民に見えないのではないか。具体的な例を取り上げて、もっと問題提起をして市民に提案したらどうか。

□ 少年の問題すべてを裁判所だけで解決するのは無理なことであり、社会全体で取り組むことが必要と思う。例えば治安の悪化は進んだが、地域の防犯パトロールなどの市民活動が活発になって治安の安定に役立つようになった。今後は社会がそうした少年たちを指導していくんだという意識も必要だと思う。社会とか民間が裁判所を後押しするような風潮が生まれてくるのが大切だと思う。

ボランティアについても自然発生的なものを待つだけではなく、キャンペーンをするなどしてもっと情報発信をすべきだと思う。

△ 事件を担当して感じることは、親は困っているということだ。自分の見える範囲でしか子供のことが分からない。だから子供が非行に走ってもどう対応したらよいか分からない。しかし、親は子供を守ろうとするから、裁判所のことはよく聞いてくれる。他方、裁判所や家裁調査官に反発する親もいる。それも子を守ろうとしてのことだと思う。また、少年院に入れてくれという親もいる。子供は思春期を迎えると、家庭だけでなく学校や社会という場を持っていることを親は知らない。それでも親は子供のことを全部知っていると言い張る。子供は携帯電話のメールで友達と交わっているのに、それを知らない親は自分の子は勉強していると思っている。裁判所は、親に子供と親の認識が違うことを知ってもらい、親

子の距離を縮めるようにしている。

- 全体を通して御意見があれば伺いたい。
- 保護者の責任の自覚も大切である。「気付き」の大切さは先程述べたが、子供がやったことについて親自身にも気付かせることを裁判所に望む。
- 裁判所は、少年や家族に関して入ってきた情報について、コーディネーター的な役割をとってほしい。マスコミでは殺人事件などの情報がとりにくいが、裁判所では、少年事件であってもマスコミなどにそれなりに情報を開示してほしい。
- （意見交換の中で）話がおもしろくなると、裁判所は「それは組織としてできません。」と言われるが、これではもったいないので打開してほしい。また、裁判所は、ボランティアに関する情報を含めて、もっと民間の方へ出てきて情報を集める方法を考えてほしい。